

議案第66号

すみだ健康ハウス条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ健康ハウス条例の一部を改正する条例

すみだ健康ハウス条例（平成9年墨田区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表中

700円
300円

 を

770円
330円

 に改め、同表付記中「達して

いない」を「達しない」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を改定する必要がある。